

堺市・和泉市消防指令業務連携・協力実施計画書（案）【概要版】

【はじめに】

近年、災害や事故の多様化・大規模化、都市構造の複雑化、市民ニーズの高度化・多様化など消防を取り巻く環境が変化している中、全国的に消防において出場体制や専門員の確保等には限界があることや財政運営面での厳しさが課題とされている。また、各市管轄人口の減少が予測され、財政面での制約がさらに厳しくなる状況に対応するため、様々なスケールメリットを活用して、消防体制の充実強化を図る必要がある。

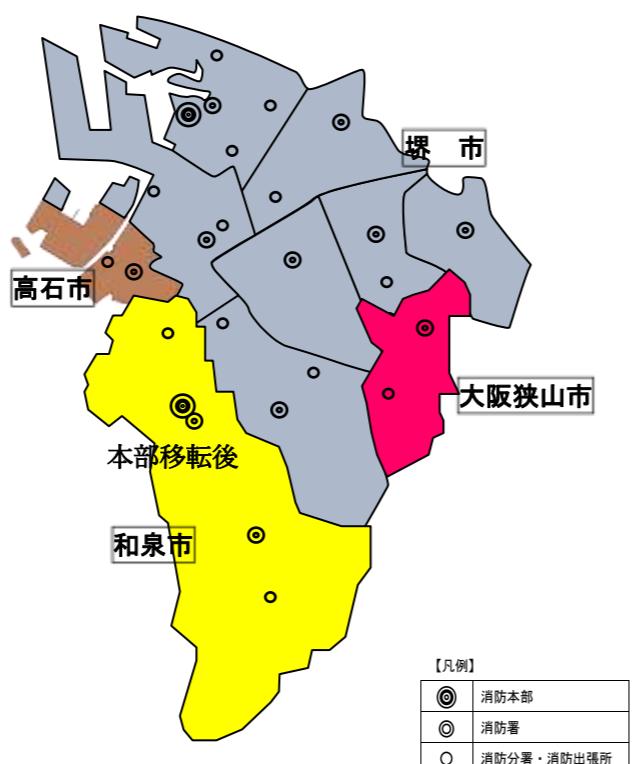
このことから、堺市・和泉市消防指令業務広域連携協議会を設置し、和泉市から堺市への消防指令業務の委託を前提に、災害情報を一元管理することで、応援体制の強化と行財政面での効果を実現するための協議を進め、両市の合意のもとに、この消防指令業務連携・協力実施計画書を策定した。

【消防本部の概要】

	堺市消防局	和泉市消防本部
面積 (Km ²)	173.04	84.98
市街化区域面積 (ha)	12,571	2,601
人口 (人)	940,489	184,696
世帯数 (世帯)	409,889	75,126

(令和2年度 大阪府市町村ハンドブック)

【消防署所の位置】



【火災・救急・救助・119番通報受信件数】

	堺市消防局	和泉市消防本部
火災件数	173件	43件
救急件数	55,316件	8,574件
救助件数	1,052件	171件
119番件数	89,588件	15,733件

(令和3年中統計)

【連携・協力を実施する消防事務内容】

1 指令管制業務

堺市と和泉市における消防事務のうち消防指令業務を共同で運用し、堺市の消防指令センターによる一元的な指令管制事務を行う。

- ① 両市の119番通報などの災害通報を堺市の消防指令センターで一括受信する。
- ② 各消防署・分署・出張所等への出場指令を行う。
- ③ 各消防拠点及び車両等の移動局との無線交信を行う。
- ④ 消防行政統合システムの整備、保守管理などの事務を行う。
- ⑤ 災害現場での指揮命令については、現行どおり各市消防本部が行う。

2 出場体制

原則、各市域内における直近隊編成による運用を行う。

管轄区域はそれぞれの市域内とし、市域を越えて出場する場合には消防相互応援協定に基づき対応する。

【連携・協力実施による効果】

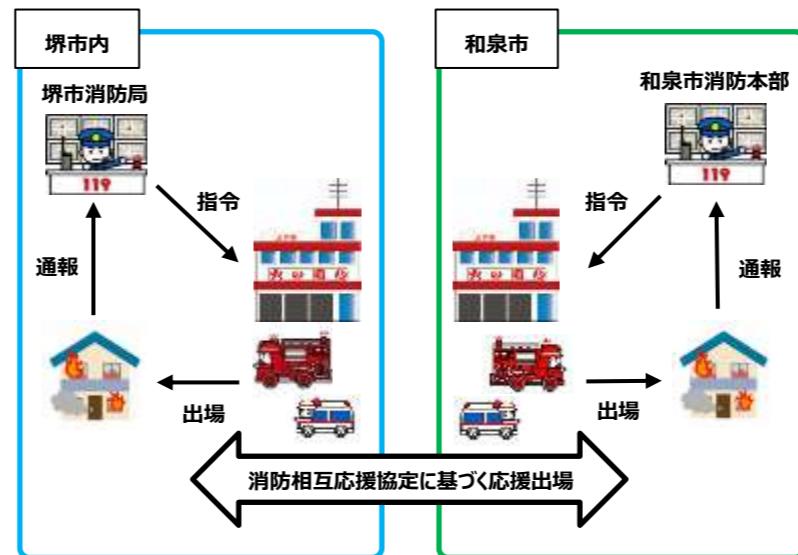
- 1 市民サービスの向上
 - (1) 119番通報受信能力や処理能力の向上が見込まれ、より一層的確な対応が可能となります。
 - (2) ICT技術等を活用した高機能なシステムを活用した高度な災害対応やデジタル化に対応した消防行政サービスの提供が可能となります。
- 2 消防相互応援体制の強化
災害発生状況や出動状況等の情報を一元管理することで、救急事案多発時や大規模火災発生時等において、応援出場時間の短縮が可能となり、消防相互応援体制が強化されます。
- 3 行財政面の効果
通信指令員の効率的な配置により、体制強化が必要な部署への人員配置が可能となります。また、指令システムを共同で運用することで、維持管理及び更新整備に係る経費の低減を図ることができます。

【主な協議事項と結果】

項目	協議結果
連携協力の方式	和泉市から堺市へ消防指令業務を委託する事務委託方式とする。(意見調整を行う会議体設置する。)
運用開始時期	令和6年12月1日からとする。
消防行政統合システム	堺市の既存システムを一部改修する。
消防救急デジタル無線	堺市の消防指令センターから和泉市消防本部の基地局を使用し無線送受信ができるよう遠隔制御器を設置する。 非常時の無線バックアップとして、堺市の消防指令センターに卓上型移動局無線装置を設置し、堺市総合防災センターに遠隔制御器を設置する。
人員の配置	堺市、高石市、大阪狭山市及び和泉市の4市を管轄区域とする消防指令センターを運用するための必要人員は堺市の消防職員から配置する。
経費負担方法	連携協力に必要となる初期投資経費は和泉市が負担する。 委託業務の遂行に要する経費(委託料)は、堺市の消防指令業務に係る経費を各市の基準財政需要額の割合により算出した額とする。

【イメージ】

●現行の体制



●連携・協力実施後の体制

